

(奈良県内高齢者施設用 新型コロナウイルス感染対策チェックリスト 別記)

「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和5年1月改訂）」  
消毒液部分 抜粋

- アルコール類はヒトの手指などに使用できるが、次亜塩素酸ナトリウムはヒトには使用しない。  
(下表)

アルコールと次亜塩素酸ナトリウムの使用方法と使用時の注意

	アルコール	次亜塩素酸ナトリウム
ヒトへの使用 (手指など)	○	× (人体には使用しない！)
物品・環境への 使用時の注意	■ 通常は70%以上の濃度で使用する。	■ 通常は0.02～0.05%の濃度で使用する。 ■ 嘔吐物や便の処理時は0.1%で使用する。
注意点	■ ノロウイルスなどには無効。 ■ プラスチック類（特にアクリルなど）は劣化する可能性がある。	■ 希釈後は密封・遮光し、使用期限は24時間とする。 ■ 金属腐食性が高くサビが発生しやすいので金属には用いないか、使用後に水拭きを行う。 ■ 脱色（漂白）作用がある。 ■ 換気を十分に行う。 ■ トイレ用洗剤などの酸性物質と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 ■ 直射日光で活性が低下する。
共通する注意点	■ 液晶モニタなど使用しない方が良いものがあるので注意。 ■ 目で見て汚れが付着している場合はまず汚れを拭き取って（洗浄・清掃）から消毒する。 ■ 消毒時は手袋（特に次亜塩素酸ナトリウム使用時）を装着すること。 ■ 消毒薬は噴霧ではなく、ペーパータオルやガーゼなどに染みこませて拭くことによって消毒すること。 ■ 紙や木、布類はアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒は十分にはできない。	

- 次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水は異なるものなので注意すること。
- 次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水は、手指消毒には使用してはならない。また、テーブルやドアノブの消毒には用いて良いが、次の使用方法を厳守すること<sup>1</sup>。
- 次亜塩素酸水を使って物品のウイルス対策をする場合の使用方法は次のとおりである。
  - ① 有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使う。
  - ② 汚れをあらかじめ落としておく。
  - ③ 拭く対象物に対して十分な量を使用する。
  - ④ きれいな布やペーパーで拭き取る（20秒反応させた試験で有効性を確認）

(参考) <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>
- 次亜塩素酸水は不安定な物質（濃度が低下しやすい）のため、冷暗所に保管し、早めに（製品に使用方法、有効成分、酸性度、使用期限の表示があることを確認）使い切る。

<sup>1</sup> 2020年6月26日（金）厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)